

SUMMARY

Kōin Shirane

The forest area in Kiso was an abundant repository of product resources owing to forest conservation policies enforced by the Owari domain. The extraction, cultivation and harvesting of these product resources were controlled by the Owari domain and presented to the lord of the feudal domain and vassals, and also given to the common people in their territory. It was clarified that the products in Kiso were widely useful to the livelihood of people in the Owari domain at every level, with a case study of foods and natural medications including fel ursi (bear's gall bladder).

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

— 熊胆・美濃茶・末川蕪を事例に —

はじめに

- 一 尾張藩における熊胆の利用と領民
 - (一) 美濃国尾張藩領における熊胆の採取と上納
 - (二) 尾張藩における「御側御製薬御用」と熊胆
 - (三) 熊胆の進上と「御救」
 - 二 美濃茶の献上と領民
 - 三 末川蕪の栽培と御菜園
- おわりに

はじめに

尾張藩は美濃国の主要な山間地域や信濃国の木曾山など、豊富な山林資源を保有していた。慶長五年(一六〇〇)九月の関ヶ原の戦い後、徳川家康は木曾谷を直轄地としたが、元和元年(一六一五)八月、尾張藩主徳川義直(家康九男)に、木曾地域と裏木曾二か村(美濃国恵那郡付知村・加子母村・川

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

白根 孝胤

上村を中心に三万二二八二石余、同五年には、美濃国内でさらに五万石を与えた。こうして木曾地域および木曾川・飛驒川流域、長良川・揖斐川流域を中心とした、経済的・軍事的要衝の地が尾張藩領に編入されたのである。この地域は檜・樅・榎・翌檜・鼠子といった、「木曾五木」と称された山林資源をはじめ、様々な鉱物や茸類・葉草木類など豊富な林産物に恵まれるとともに、熊・猪・鷹など多くの動物・鳥類が生息する自然環境にあった。

このような自然環境が維持できたのは、尾張藩による山林保護政策の成果によるものである。江戸初期に江戸城をはじめとする城郭や御殿の相次ぐ建築にとまない、木曾山から莫大な御用木が伐採されたため、山林の乱伐がすすみ、やがてその資源は枯渇していった。そこで、尾張藩では寛文期と享保期を中心に林政改革を実施した。寛文期の林政改革では、木曾代官山村甚兵衛の権限を大幅に縮小して、藩が直接山林支配・運営を行い、留山を増設するなど、乱伐の防止が図られた。また、享保期の林政改革では「木曾五木」の他に家作用材の保続のため、栗や松などを留木とするな

ど、山林資源を維持・管理する施策がとられ、木曾山の恒久的活用が図られた。⁽¹⁾ こうした政策によって美濃国内の尾張藩領や木曾地域は、様々な産物を豊富に保持することが可能になるとともに、領民がその地域に適した産物を育成する環境が整備されていったのである。⁽²⁾

そこで本稿では、美濃国内の尾張藩領および木曾地域における産物の管理および利用形態の様相を、尾張藩の産物奨励政策の展開とそれに対応していく領民の動向に注視ながら検討していくことにする。具体的には「熊胆」「美濃茶」「末川蕪」を事例とし、同地域におけるこれらの産物が尾張藩領民の生活にもたらした意義についても明らかにしていきたい。

一 尾張藩における熊胆の利用と領民

(一) 美濃国尾張藩領における熊胆の採取と上納

美濃国内の尾張藩領にはツキノワグマが生息しており、地域の獵師は定期的に熊を捕獲し、そこから熊胆や皮を採取していた。熊胆は発熱・腹痛・下痢・黄疸などに効く生薬として重宝され、当時は人參に次いで高価な生薬であった。⁽³⁾ また、毛皮は敷物や加工品として利用されており、山間部における領民の生活の糧となっていた。熊胆や皮の採取は、とくに美濃国北西部に位置する武儀郡板取村・洞戸村(現・岐阜県関市)や同国東部の恵那郡付知村・加子母村・川上村(現・岐阜県中津川市)のいわゆる裏木曾三か村でさかんに行われており、これを藩に上納していた。⁽⁴⁾ まず、その事例を掲げよう。

〔史料1〕

①一濃州武儀郡板取村枝郷岩本村獵師が差出候熊胆壹ツ、今日着ニ長坂藤右衛門が指下、則差上申候。⁽⁵⁾

②一濃州加子母村獵師打留候熊胆大拾三・中壹、御用人榊原兵庫方被差越候由に而、御留守方同役が昨日着定日便ニ指越候付入、御覽候処、手入仕就候上指上候様ニ与之御事ニ候、仍之当分役所ニ指置手入為致置候。⁽⁶⁾

〔史料1〕はいずれも尾張藩が記録した「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵)からの引用である。①は宝曆六年(一七五六)四月一日に、美濃国武儀郡板取村の枝郷である岩本村の獵師が熊胆一つを在国の御小納戸頭取衆を通じて上納したことを記している。また、②では明和三年(一七六六)四月二日に、美濃国恵那郡加子母村の獵師が仕留めた大熊の胆一三品と中熊の胆一つが御用人榊原兵庫を通じて昨日江戸に到着したので、尾張藩主徳川宗睦が吟味したところ、手入れをしてから上納するようにと命じられたため、当分は御小納戸役所で留め置いて手入れすることになったとある。

熊胆を藩に上納すると、延宝七年(一六七九)頃から享保初期にかけては、褒美金として大熊一頭に銀一枚、中熊には金二分、小熊には金一分が与えられた。⁽⁷⁾ 次の史料は、享保四年(一七一九)五月に恵那郡付知村の獵師十蔵と勘四郎に与えられた褒美金の覚書である。

〔史料2〕

覚

一 大熊皮

壹枚

一 同胆

壹つ

一 小熊皮 貳枚

一 同胆 貳つ

皮三枚

胆三つ

右之熊、濃州付知村獵師十藏・勘四郎兩人熊打ニ参り、同村入山之内中ノ谷と申候山々之大熊、鉄炮貳つニて打留メ申候、小熊貳つハ山刀ニて留メ申候、以上、

享保四年亥五月

付知村庄や

忠右衛門

水野又四郎様

小菅半右衛門様

右之書付ニて手代半右衛門持参、則褒美被下、七月五日ニ相渡ス、

覚

一 新銀 壹枚 大熊胆・皮代ニ被下

此代新金壹両

一 新金 貳分 小熊貳つ (題) 皮代ニ被下

新三両也

右ハ熊胆・皮御褒美として下し被置、難有仕合奉存、慥ニ受取申候、以上、

十藏事 弥平

勘四郎

享保四年亥七月五日

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

関 忠右衛門殿⁸⁾

付知村の獵師十藏(のち弥平)と勘四郎は、同村の中ノ谷という所に入山して大熊二頭を鉄砲で撃ち、小熊二頭を山刀で仕留めたことが庄屋田口忠右衛門によって報告されている。大熊からは胆・皮を各一つずつ、小熊からは胆・皮を二つずつを採取して上納した。このとき、大熊の分は新銀一枚(金二両)、小熊も二頭分で金二両(一頭につき二分ずつ)の計三両の褒美金を与えられたことが確認できる。褒美金は享保一四年には大熊一頭につき金一両一分、小熊は金一両、小熊は金三分に改定されたが、寛保二年(一七四二)四月には、熊の捕獲と熊胆の上納について、新たに次のような規定が出された。

〔史料3〕

一 近年熊胆上ケ申儀少ク候御入用ニ候間、追々差上ケさせ候様ニと去秋被 仰出、石黒丹下方へ申談候、依之左之紙面承知致置候様被致度被 申聞候、

御国御用人衆方御国奉行衆へ申渡之写

濃州三ヶ村ニ而熊打留皮胆差上候節、御褒美之儀向後ハ左之通被下置候筈、

一 熊胆皮差上候節只今迄大熊ツ金壹両壹分、中熊ツ金壹両、小熊壹ツ金三分被下来候得共、向後者大熊壹ツニ金貳両、中熊壹ツニ金壹兩貳分、小熊壹ツニ金壹兩壹分被下置候筈、

一 濃州板取・洞戸并七宗根廻ニ而も熊打留候而差上候ハ、是又御褒美前件同様可被下置候、

但、七宗之儀ハ雑用懸リ獵師令難儀候由ニ而近来打取ニ致由候得共、右之通御褒美品宜被下置候間、七宗根廻之儀も打留候ハ、向

後可差上候、

右之通被得其意可被申付候、尤只今迄ハ時節無構打留次第差上来候へ共、右村之何れも向後者十月ハ二月迄之内随分出精心懸打留可差上候、三月ハ九月迄之内打留之右月之内ハ差上ニ不及候間打取ニ可致候、

一右胆之儀、冬春之内ハ村方ハ序有之候間溜置御用序ニ為差上候様ニ致度旨、兼而大代官ハ申聞有之候、右之通溜置差上ケ村方模通ニ宜候ハ、溜置、御用序ニ為差上候様ニ可被致候、其内獵師之儀ハ至而軽キ者之儀候得ハ、早速差上度旨申聞候ハ、早々為差上候様ニ可被致候、胆差上候て御褒美之儀直ニ可被下置候、

一右之通、向後御褒美御増被下置、三月ハ九月迄ハ打取ニも相成候儀ニ候間、此以後者十月ハ二月迄之内至極精ニ入御念、随分出精打留差上候様可致之旨、前件村々百姓共江可申付旨所御代官江可被申渡候、

十月

去ル二月差上候大熊胆勝タル大熊之由ニ而胆も式拾壹匁八分有之由、外之大熊ハいつれも胆八匁五分以下五匁内外有之儀ニ候得ハ、以後出精打留差上候、励之為ニも候間、今度ハ式兩之外ニ増金被下置候様ニ可仕候哉と伺有之、外ニ三分被下置候筈ニ相濟候、⁹⁾

〔史料3〕は近年になつて熊胆が減少しているなかで、藩から随時上納するようにと、前年(寛保元年)に命じられたことから、その対処を尾張藩の御用御用人が国奉行に申し渡した達書の写しである。それによると、まず、付知村・加子母村・川上村の裏木曾三か村における熊の捕獲と熊胆・皮の上納に対する褒美金が改定され、大熊一頭につき金二兩、中熊は金一

兩二分、小熊は金一兩一分にそれぞれ増額された。褒美金の増額は三か村だけではなく、武儀郡板取村・洞戸村および加茂郡七宗山等の捕獲でも適用されることになった。また、熊の捕獲時期について、これまでは季節を問わず捕獲次第、熊胆・皮を上納していたが、今後は一〇月から翌年二月までを獵期とし、三月から九月までは捕獲しても上納には及ばないと改められた。熊胆は採取の時期によつて夏胆と冬胆に区別されていた。本草学者小野蘭山が著述した『重訂本草綱目啓蒙』の巻四七には、「八月以後ニ採ヲ冬胆ト云、皮薄クシテ胆満リ、コレヲ折バ色黒沢ニシテ漆ノ如シ、黒胆トモ云、上品ナリ」と記されており、冬期に採取した熊胆の方が上質であったことがわかる。そこで獵師たちは山中で熊の穴を探し、冬眠中の熊を捕獲して上質な熊胆・皮を採取して藩に上納したのである。

また、藩への上納にあたっては、冬から春の間に村方で熊胆を保管し、御用に依じて上納していたが、獵師たちの要望により採取次第上納しても構わないとし、その際に増額となつた褒美金を直接賦与することになった。これにより獵師たちがより一層の冬胆の採取に精を出せるようにと、国奉行は代官から村々に申し渡すように命じている。なお、〔史料3〕によると、寛保二年二月に上納した大熊の胆のなかには二一匁八分もある上質なものが含まれていたと記されている。他の捕獲した大熊の胆はいずれも五匁前後から八匁五分ほどであったことから、獵師たちの今後の励みとして、規定の金二兩の他に三分を増額して褒美金を与えたことある。尾張藩は熊胆の需要の増加にともない、獵師に採取を奨励して上質な熊胆の確保に努めていたといえよう。

(二) 尾張藩における「御側御製薬御用」と熊胆

尾張藩に上納された熊胆は、藩主の御側御用を務める御小納戸頭取や用人などによって管理されるとともに、奥医師の調査によって製薬となり、広く利用された。「江戸御小納戸日記」の文化九年(一八二二)一月二五日条の記事には、「在々ニ熊打留候節、胆御側江可相廻哉之儀、是迄及御問合候儀ニ候処、以来ハ節々不及御問合候間、御入用之節ハ前廉御申聞可有之候¹¹⁾」とあり、今後は熊胆を「御側御製薬御用」として利用するか否かについての問い合わせには及ばず、必要な場合は前もって申し渡されることになったと記されている。これは江戸後期になると、尾張藩では熊胆を「御側御製薬」として利用することが日常化していたことを示している。

〔史料4〕は、弘化三年(一八四六)二月に、熊胆を江戸へ廻送するにあたり、一三代藩主徳川慶藏付の用人長屋紋右衛門が御小納戸頭取に問い合わせた時の様子を記したものである。

〔史料4〕

左之通、頃日長屋紋右衛門申聞候付、奥御医師江相尋候処、干上ヶ出来候旨申聞候付、次ニ相見候通申達御品差出候、

御小納戸頭取衆

頃日預置候熊胆壹、当時 御幼年様方多之御時節ニ付、御薬為御手当江戸表江差下管相成候間、被得其意、干上ヶ出来次第可被差出候、

二月

本文御申聞之趣致承知奥医師江相尋候処、干上ヶ出来候旨申聞候付指出申候事、

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

但、上三付居候油身之儀ハ御切取相成候方可然旨申聞候、此段申添候¹²⁾

御小納戸頭取の返答は、保管していた熊胆一つを乾燥が済み次第、「御幼年様方」の御薬として江戸へ廻送する手筈になっているというものであった。また、製法を担当している奥医師に尋ねたところ、すでに熊胆の油身の部分を切り取って乾燥も済んでおり、輸送できる状況であることも申し添えられている。その後も「御側懸申聞熊胆相渡候付、油身切取都合式今便江戸表江差下候¹³⁾」「熊胆壹相渡候、右ハ御薬御用相成候間、来ル晦日便ニ江戸表江可被相廻候¹⁴⁾」と、同年二月から三月にかけて頻繁に熊胆を江戸に廻送している。このような熊胆の江戸廻送は、この頃、尾張藩の江戸屋敷には、当時一歳であった藩主慶藏をはじめ、前藩主斉荘の簾中貞慎院(猶姫)に養育されていた利姫・邦姫・釧姫や、誕生したばかりの慶藏の弟昌丸といった親族が多く居住していたことが背景にあると思われる。すなわち藩としては、「御幼年様」の成長と健康に配慮し、不測の事態に対応するため、熊胆を常備しておく必要性があると判断したのである。

熊胆を製薬とする際には、まず捕獲した熊から血液や脂肪の夾雑物が入らないようにして胆嚢を採取し、続いてこれを陰干しにして固めなければならなかった。乾燥して固まった熊胆の大きさや重さは、採取した時よりも二割程減ってしまうため¹⁵⁾、「史料5」が示すように、獵師から藩が買上げる際には、熊胆の重量が目減りしていることを管轄の所付代官があらかじめ申告していたことがうかがえる。

〔史料5〕

一左之通、御用人申聞候付、次相見候通及答達候、

御小納戸頭取衆

十月廿三日

熊胆御買上之儀奉伺候書付

織田大作

神洞村山内おゐて同村獵師共去ル十九日熊打留候旨申出候付、陣屋江取寄胆抜取七相改候処、惣生目六拾匁有之候付乾方取計中ニ御座候、右者当春松谷村おゐて打留候熊胆御製薬御用相成候儀ニ付、今般之分も御買上可相成候半哉、早速御差図被成下候様仕度奉伺候、

但熊胆干上候上之目方時候性合にも闕ク候付、究而難申上候得共、凡拾式匁程ニ相成可申哉、此段も御承知までニ申上添候、

未十月

上有知御代官

別紙上有知御代官達書御渡書面之趣委曲致承知候、右者熊胆 御側御

製薬御用ニ相成候間、宜御取計有之様致度仍右巷通相添御答申達候、

十月

御小納戸頭取¹⁶⁾

安政六年(一八五九)一〇月に上有知代官(美濃国内の尾張藩領のうち、武儀郡・山縣郡・加茂郡の一部を支配)の織田大作が提出した伺書によると、武儀郡神洞村の山内で同村の獵師が捕獲した熊を陣屋に取り寄せて胆囊を採取したところ、その重量は六〇匁で、現在乾燥させている最中であり、これが今春に近郷の松谷村で採取した熊胆と同様に「御製薬御用」として買上げてもらえるのか否か、問い合わせられていることがわかる。また、申し上げにくいことではあるが、乾燥した後の熊胆の目方は約一二匁ほどになつてしまふと思われるので、その旨了承していただきたく申し添えている。これに対して、御小納戸頭取は委細を承知し、神洞村山内で採取した熊胆は「御側御製薬御用」として藩が買い上げると返答し、その旨用人へは代官織田大作からの伺書を添えて報告していることが確認できる。この

熊胆は一月一〇日に藩が買い上げたが、最終的に目方は一〇匁五分となり、その代金は一〇兩二分であった。¹⁷⁾

(三) 熊胆の進上と「御救」

尾張藩領域から採取され、「御側御製薬」として製造された熊胆は、藩主とその親族が所望するとともに、御縁家などにも進上されていた。江戸屋敷に居住していた藩主の親族は熊胆を常備していたようであるが、手薄になると藩の御製薬御側懸(御小納戸・奥医師など)から取り寄せていたことが左記の史料からうかがえる。

〔史料6〕

① 琴姫様方黒丸子御頂戴被成度旨御願有之処、当時御有合無之ニ付、琴姫様方右丸子石井隆庵製法被仰付候由ニ付、熊胆沈香御頂戴被成度旨、間瀬権右衛門申聞、則此段野村佐大夫江申達置候、右両種目方隆庵申出次第相渡候答候事。¹⁸⁾

② 一撰津守様方先達而熊胆御願之処、御有合御手薄ニ付、尾州方御取寄相成、目方三匁今日被進御附御用人江相達候処、追刻御礼奉切紙を以御申上被成、是又來翰入 御覽候。¹⁹⁾

①は、文化四年(一八〇七)三月九日に九代藩主徳川宗睦の養女琴姫(のち近衛基前御簾中、維学心院)が熊胆黒丸子を所望したことを記している。このとき有り合わせがなかったため、琴姫は奥医師石井隆庵に黒丸子の製造を命じるとともに、熊胆の他、健胃や解毒の効能がある沈香も所望していた。琴姫の意向を承った御広敷御用人間瀬権右衛門は、そのことを御小納

戸頭取野村佐大夫に申し渡し、石井隆庵による製造が済み次第、熊胆・沈香両品を渡すことになった。また②では、天保九年（一八三八）五月五日に尾張家の分家である美濃高須藩主松平義建が熊胆を所望したところ、江戸では手薄になっていたので尾張から三匁ほど取り寄せていたことが記されている。

続いて、御縁家からの所望について見てみよう。例えば、寛政八年（一七九六）六月二〇日に、「水野左近將監殿方熊胆被相願候付、其頃高橋司書方方申聞候付、則申上之上小振之方熊胆壹ツ右同人江相渡候^⑳」と、唐津藩主水野忠鼎が熊胆を所望したため、尾張藩用人高橋司書を通じて小振りのものを一つ進上している。水野忠鼎は広島藩主浅野重晟の実弟である。また、重晟の正室は尾張藩八代藩主徳川宗勝の息女邦姫であることから、尾張家において忠鼎は義弟という縁戚関係であった。

また、同一〇年二月一四日には「有栖川親王方御頼ニ付、上品之熊胆御小納^㉑ニ御有合之内相渡候様、御用人沢井三左衛門申聞有之、則此段申上、宝曆十三年加子母村方差上候五ツ之内式ツ三左衛門江相渡候^㉒」とあるように、有栖川宮織仁親王からの依頼により、御小納戸役所で保管している上質の熊胆を進上するようにと用人沢井三左衛門から申し渡されたため、宝暦一三年に美濃国恵那郡加子母村から上納された熊胆五つのうち、二つが進上されている。この頃の有栖川宮家では、織仁親王の息女孁希宮が先述の浅野重晟の嫡子斉賢と婚姻していた。斉賢の生母は邦姫の死後、重晟の継室となった妹の陽姫（尾張藩主徳川宗睦息女）であった^{②③}。こうした関係から有栖川宮家は御縁家である尾張家が上質な熊胆を製造しているという情報を得て所望したのであろう。

さて、製薬となった熊胆は、尾張藩主の親族や御縁家だけではなく、家

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

臣にも下賜されることがあった。享和二年（一八〇二）八月、九代藩主徳川宗睦の養子治行の御簾中であつた聖聰院（從姫）が湯治のため知多郡大野に出掛けた際に、「御道中御手当^㉓」として二匁一分ほどの熊胆、黒丸子製法の熊胆五匁をはじめ、尾張国産の人参や烏犀円・延齡丹といった製薬を持参しているが、御供の奥女中へも熊胆一匁七分、尾張国産人参一匁、延齡丹正味二匁が用人水野彦四郎を通じて下賜された^{②④}。また、藩体制の最高職である両家年寄（付家老）の成瀬正寿やその嫡子正住に対しては、「山村甚兵衛方熊胆壹、隼人正殿まで差出有之候付、委書付御膳番江相渡申候^㉔」「隼人正殿熊胆頂戴之儀被相願候付、御膳番へ申渡、壹包被下ニ取扱手紙を以相廻之候^㉕」との記録があり、直接木曾代官山村甚兵衛に依頼して熊胆を入手していたことが確認できる。

熊胆の下賜は両家年寄をはじめとする重臣層や奥女中に限られたことではなく、多くの家臣が所望していたことが〔史料7〕から窺い知ることができる。

〔史料7〕

一去冬於尾州横井孫右衛門方左之御書付被相渡候由、神谷八郎右衛門方申来候、

濃州三ヶ村獵師共方熊打右胆指上候節、其御役所江年々指上置候故、当時御手支ニも無之御様子ニ付、先々近年之内熊打候而も不及指上旨、旧臘為申渡置候、然処今般獵師共願被上以前之通差上筈ニ相成候、夫ニ付右胆之儀性相も宜候得者、御家中望之輩江代付ニ而少々ニも相渡候ハ、御救ニも可相成哉ニ付、右之通取扱筈ニ申合候、付而者此已後熊胆差上候節者、其御役所ニ御有合之古キ胆之掛目を以節々引替之方可然哉ニ候間、御勘定奉行江御引合宜

御取扱可有之候、

十二月

右書面入 御覽、猶又奉伺候処、左之通申遣候様ニと之御事候付、神谷八郎左衛門江申遣候、

先達而御申越候熊胆之儀ニ付、横井孫右方々被差越候書付之趣申上候処、最初相止候節申上候意味ニ者少々相違之事ニ思食候、併御家中御救之筋ニも相成儀ニ候ハ、書付之通為致候而も宜与之御事候、尤も向後節々先役所江相廻さセ御有合之内古キ分与引替、表江相渡候様被仰付候、右之趣御承知、猶又両役衆江も御懸合候様ニと存候、以上、

二月十日⁽²⁶⁾

安永九年(二七八〇)一二月に国許の用人横井孫右衛門が江戸詰の神谷八郎左衛門に送った書付の内容は以下の通りである。まず、付知村・加子母村・川上村の裏木曾三か村の獵師が上納した熊胆は毎年役所で保管され、その品質や分量に支障がなかったため、熊を捕獲しても必ずしも熊胆の上納には及ばないと申し渡したが、獵師たちの要望により、以前の通り熊胆を毎年差し出すことになったとある。そして、これにより確保された熊胆の品質が良く、所望している家臣に少量でも渡すことができれば、「御救」にもなるのでそのように取り扱うことを申し合わせたと記している。

御小納戸頭取は、この書付を披見した藩主徳川宗睦に御伺いをしたところ、「最初相止候節申上候意味ニ者少々相違之事」(熊胆を藩の役所に必ずしも差し出さなくても良いという申し渡しに対して、藩主と国許の用人との間で見解の相違があったことを示唆していると思われる)があるものの、家中の

「御救」にもなるので、書付の通りに取り計らうようにと命じられた。また、その際に今後は、役所に保管されている熊胆のうち、古い分はその分量をもって随時引き替えて家臣に渡すようにとも命じている。藩主宗睦の意向は神谷八郎左衛門に申し渡され、国許の用人や勘定奉行と相談のうえ対処していくことになった。

このように、熊胆の採取・上納による褒美金、および藩からの買い上げは、美濃・木曾山間地域の獵師たちの重要な生活の収入源であった。また、それを藩が「御側御製葉」として製造することによって、藩主や親族、御縁家の利用に広く寄与するとともに、家臣の「御救」としても重宝されていたのである。

二 美濃茶の献上と領民

熊胆の採取・上納が行われていた尾張藩領の美濃国武儀郡一帯は、中世以来、美濃和紙の産地としても知られ、また「曾代糸」といった良質な養蚕製糸業が発展した地域であるとともに、加茂郡の白川や可児郡の兼山等と並んで茶の栽培がさかんであり、製茶の取引も多く行われていた。これらの美濃茶は、寛文期(二六六一―七三三)には飛驒を經由して越後から奥州地域に移出されていたが、寛延期(一七四八―五二)からは長良川・揖斐川の舟運と陸路を利用して越前敦賀に送り、そこから北前廻船で越後・奥州地域に移送するのが主要販路となり、全国的な広がりを見せていった。例えば、武儀郡中之保村産の茶は、陸奥・出羽・越後へ販売し、同郡大矢田村産の茶は長岡・与板へ送られていた。⁽²⁸⁾ こうして美濃茶の品質は高い評価を得るようになり、尾張藩はこれの特産品として奨励するとともに、品質

保持のため生産地の村々に対して定期的に献上するように命じた。

〔史料8〕

①一幾里御茶三箱、濃州笹洞村長尾四郎右衛門差出候由、鶴鳴御茶三箱、

濃州兼山村山本藤九郎差出候由、御国奉行方相廻シ請取置候旨、富

永甚蔵方申越候⁽²⁹⁾、

②一濃州武儀郡中坪村百姓長尾定右衛門と申者方手製之茶献上仕度旨、

御国奉行迄奉願候付差出候様承届差遣候由之処、差出候付相廻候由

ニ而尾州役所迄御国奉行平岩新左衛門方差出候由、仍此表江差下則

遂披露候処、可被召上候間、御数寄屋江相渡候様ニ与之御事候付、

山本道傳江相渡候⁽³⁰⁾、

〔史料8〕の①によると、寛政元年（一七八九）七月、美濃国武儀郡笹洞

村（のち篠洞村）の長尾四郎右衛門が「幾里」という銘柄の御茶三箱、同国

可児郡兼山村の山本藤九郎が「鶴鳴」という銘柄の御茶三箱がそれぞれ国

奉行から江戸に廻送されて九代藩主徳川宗睦に献上されている。「幾里」

茶と「鶴鳴」茶が献上されたのはこのときだけではなく、「濃州兼山村山

本藤九郎例年差上候鶴鳴御茶三箱、平岩新左衛門方差越、役人江相渡置候

同笹洞村長尾四郎左衛門より幾里御茶三箱指上、赤林孫七郎方差越候⁽³¹⁾」

「濃州兼山村山本藤九郎方例年之通鶴鳴御茶三箱差上候付、土屋新七郎方

相廻し候由ニ付、例之通御預リニ致置候⁽³²⁾」と記録されているように、毎年

六月から九月にかけて三箱ずつ、藩に献上される銘茶として認可されてい

た。「幾里」茶や「鶴鳴」茶の他、「内津村長谷川兵九郎方例年差上候碧雲

御茶式箱差出候由、御勘定奉行方八郎方差越候付預置候段今便同役方申

越候⁽³³⁾」と、美濃国境に近い尾張国春日井郡内津村では長谷川兵九郎によつ

尾張藩における美濃・木曾産物の利用と領民

て「碧雲」という銘柄の御茶二箱も毎年献上されていたことが確認できる。

また、②の記事を見てみると、寛政五年六月に武儀郡中之保村の長尾定

右衛門が手製の御茶の献上を願いだしたところ、国奉行平岩新左衛門を介し

て在府中の九代藩主宗睦に献上することが許され、それが披露されたことが

確認できる。その際、藩主宗睦はこの製茶を召し上げることを所望して

おり、御小納戸頭取は御数寄屋方の山本道伝に渡している。中之保村で栽

培された煎茶は、「濃州武儀郡中之保村長尾定右衛門と申者為冥加手製之

煎茶初穂差上度段相願候由、支配御代官鈴木仙蔵申達候付御年寄衆江申達

候処、右品差上させ候様被仰渡候付、御役所江相廻候間、宜御取計御座候

様致度候⁽³⁴⁾」とあるように、文化九年（一八二二）〇月には長尾定右衛門が

上有知代官鈴木仙蔵に初穂の煎茶の献上を願ひ出て、年寄衆を通じて江戸

に廻送するように命じられており、その後も献上されていたことがわかる。

以上のことから、寛政期には「鶴鳴」茶や「幾里」茶などが由緒ある藩

の献上品として定着していたことが確認できるが、それ以前から美濃茶を

代表する特産品として尾張藩側に認識されていたことがうかがえる。明和

五年（一七六八）四月一日、藩は「鶴鳴」と「幾里」の茶銘の由緒を吟味

するため、国奉行が山本藤九郎と長尾四郎右衛門を呼び出すとともに、あ

らためて由緒を記した書付を彼らに提出するように命じた。その書付が左

記の〔史料9〕である。

〔史料9〕

一去ル十八日之記ニ有之候鶴鳴・幾里茶銘之儀、御国奉行方茶主共呼出

し吟味有之候処、別紙之通書付差出候旨、西郷安右衛門方昨夜申越候

付、今日三度飛脚ニ而吉田主水迄申遣候、茶主共方差出候書付左之通

乍恐書付を以申上候御事

私手製鶴鳴御茶銘之儀、勅銘或親王御撰家方被下置候御銘ニ候

哉、又者私ニ名付候銘ニ候哉、由緒等有之候ハ、申上候様御尋被遊

候付申上候御事、右者往古ハ先祖代々少々宛御茶製法仕来り候付、

年功を以工夫仕、私祖父代ハ猶又入念製法仕候得共、御茶銘無御座

只手製之茶与計取扱来候付、右御茶生立候所私控高倉野之内地名鶴

鳴与申所ニ而中興専隔立候付、元文年中之頃ハ右地名を則御茶之銘ニ

仕置候、尤私先祖慶長之頃ハ代々長寿ニ御座候而老人之慰ニ御茶製

法仕来り候由申伝候、依之往古ハ少々宛之御茶仕来候而已、外ニ由

緒等無御座候、勿論 勅銘或親王御撰家方より被下置候御銘ニ而ハ

無御座、全地名ニ而御座候、以上、

子四月

濃州兼山

山本藤九郎

御国方

御役所

四郎右衛門ハ差出候書付左之通、

口上之覚

幾里茶銘之儀 勅銘或親王御撰家方被下候銘ニ候哉、又は自分ニ

称候哉、右茶ニ附候由緒等も有之候ハ、可申上旨被仰渡奉畏、左ニ

奉申上候、

一 私儀先年ハ茶商仕候処、 九條様御家司佐々木丹下与申者知人ニ而右

縁を以手製之煎茶差上申候処、 宝曆六子年 九條様御賞翫被為遊候

由ニ而右茶幾里与申御銘被下置候、 御証歌等も被下置候、 依之御証

歌・御銘書并丹下方印紙之書付写共ニ三通相添奉差上候、 以上、

武儀郡笹洞村頭百姓

四郎右衛門 印

御国方御役所³⁵⁾

子四月

まず、可児郡兼山村の茶主山本藤九郎が提出した書付を検討してみよう。

「鶴鳴」という銘柄について、天皇および親王家、五摂家から下賜された

ものか、それとも私的に名付けたものか、という藩からの問い合わせに対

して、山本家では先祖代々御茶を製造しており、年々の工夫により祖父の

代には品質の良い御茶の製法ができたが、これまで茶銘をもたず手製の御

茶を生産していただけなので、元文年間にその土地である高倉野新田内の

鶴鳴という地名を茶銘にしたものであると回答している。また、山本家は

慶長期頃から代々製法を受け継ぎ、少しずつ御茶を生産しており、その他

に由緒もなく、ましてや朝廷から下賜された茶銘でもない、単なる地名で

あると強調している。

「鶴鳴」茶の由緒については、この書付とは別に、山本藤九郎を吟味し

たときの書類が御国方役所に保管されており、詳細な内容が記されている。

それによると、「右煎茶之儀、藤九郎祖父宗佐と申者取立申候高倉野新田

之内鶴鳴と申所ニ生立申茶ニ候、元文四未年頃より製作仕初申候由、藤九

郎儀、年頭御目見之節、前々ハ岩昔献上仕候処、右鶴鳴茶追々手製宜出来

候様覚候付、延享五辰年頃ハ右鶴鳴茶献上仕候、然処、宝曆六子年正月ニ至

り藤九郎献上仕候鶴鳴茶、藤九郎手製之由、右茶思召ニ相叶候付、御所望

被遊候間為指上候様御意之旨³⁶⁾と記されているように、まず、藤九郎の祖

父宗佐が高倉野新田内の鶴鳴という所で茶の栽培をしており、元文四年

(一七三九)から製造を始めたのである。高倉野新田は享保一四年(一七二九)

に宗佐が願い出て新田開発をした見取所であった。また、藤九郎は年頭御

礼のため尾張藩主に拝謁する際に毎年岩茸を献上していたが、それに代えて延享五年（一七四八）より出来の良い手製の御茶を献上するようになったと述べている。また、宝暦六年（一七五六）正月には八代藩主徳川宗勝の所望により献上していたことも記されている。

一方、武儀郡笹洞村の茶主長尾四郎右衛門が提出した口上書には、「幾里」という銘柄について、山本家と同様に、天皇および親王家、五撰家から下賜されたものか、私的に名付けたものかという藩からの問い合わせがあり、しかるべき由緒があると記されている。すなわち、茶の販売にあたり、五撰家の一つ九条家の家司佐々木丹下というものと知人であり、その縁で手製の煎茶を進上したところ、宝暦六年（一七五六）から九条尚実に賞翫されるようになり、その際に「幾里」という銘が下賜されたところ。その際に「幾里」という名の由来となる和歌も下賜されたので、銘書と佐々木丹下の書付の写しとともに提出すると述べている。茶銘の由来となった和歌とは「いく里の月の明かりもにほふるむ むめさくやまの峰の春風」というもので、文暦二年（一一三五）三月に奏上された「新勅撰和歌集」のなかに選ばれた藤原家隆の名歌であった。³⁷⁾

こうして「幾里」「鶴鳴」といった銘柄は、美濃茶を代表する品質の高いものとして尾張藩に認可されていた。また、「史料8」「史料9」で確認した武儀郡笹洞村の長尾四郎右衛門、同郡中之保村の長尾定右衛門、可児郡兼山村の山本藤九郎はいずれも藩から茶方支配人に任命されていた。その他、茶方支配人には武儀郡神淵村の中嶋兵左衛門、同郡上麻生村の井戸武助、同郡上之保村の波多野吉十郎などがいた。³⁸⁾

美濃と北国・奥州地域をつなぐ茶の主要販路が成立すると、茶の生産に従事する百姓のなかから、生産から販売を一手に引き受ける者が現れ、年

貢金の立て替えや新茶を担保した金融を通じて、生産に拘わる百姓を掌握するようになり、いわゆる茶師が登場した。そこで藩は、寛政期以降茶師たちに鑑札を与えて茶方支配人とし、茶の生産販売の権利を与えるとともに、そこで得た資金をもとに藩の調達金御用を命じるなど、藩財政の基盤を担うことになっていくのである。

三 末川蕪の栽培と御菜園

木曾地域は広大な美林地帯であり、材木だけでなく多様な林産物を保有していた。ただし林産物が豊富というものの、これらの山林資源は、毎年の気候や土壌等の状況によって環境が変動すれば、十分に産物を確保できないこともあり、この地域の人々の生活が困窮する不安も抱えていた。そこで、木曾地域に生きる領民は少ない平地を利用して気候や土壌に適した食物の栽培に尽力していた。

本節ではその事例として、尾張藩領の信濃国筑摩郡末川村を取り上げたい。末川村は木曾御嶽山の東方に位置し、裾野に広がる高原があり、一年を通して冷涼な地であった。村内には木曾川の支流である、西野・把ノ沢・末川の三川が流れており、川沿いや傾斜地に田畑を形成していた。江戸中期頃までは林業や木曾馬の育成で生計を立てていたが、寛延元年（一七四八）に名主中村彦三郎が尾張藩の木曾福島役所に願い出て若干の融資を受け、二二町歩余りの田地を開墾・造成し、稗や水稻栽培に成功した。³⁹⁾末川村で栽培された食物のなかで注目すべきは蕪である。幕府の命令により、享保二〇年（一七三五）から元文四年（一七三九）にかけて作成された『諸国産物帳』には、信濃・木曾地域を合わせると一四六種という、諸国

のなかで最も多い菜類の品種数が記載されている。⁽⁴¹⁾

末川村で栽培された蕪は「末川蕪」と呼ばれ、江戸後期には蕪の代表的な品種として普及していた。「木曾巡行記」(天保九年)のなかにも「末川は蕪の名物なり、味よし」と叙述されるほどの木曾産物の一つであった。⁽⁴²⁾村では蕪を救荒食物の一つとして栽培するとともに、蕪種の生産と販売も行って生活の糧にしていた。なお、「末川蕪」は、明治二二年(一八八九)に末川村と西野村が旧村合併したことより開田村(現在は長野県木曾町)となると、その後は「開田蕪」と称されるようになり、現在も栽培されている。さて、江戸中・後期における「末川蕪」はどのようにして栽培されていたのであろうか。文政五年(一八二二)七月、尾張藩は御側御用人に「末川蕪」の栽培方法を吟味するようにと命じていることが、左記の史料から確認できる。

〔史料10〕

一末川蕪作り方御側御用人方ニ而吟味有之候処、左之通候旨付而者御音信等ニも相成候付、尾州方書付差越候付、右之趣御庭預江申渡為蒔候様役懸江申談候、

覚

末川村ニ而蕪作り方ハ春芋種蒔候以前下地江既こゑ沢山ニ入レ作り、右を蒔取候跡江蕪種を蒔、薄く土を懸け候、其節ハ肥シ等不致生立候而も外ニ手当方無之由、尤彼岸より三十五日四十日恰好ニ蒔候趣ニ相聞候、

一福嶋村ニ而作り方之儀ハ最初下地江肥シ等何も入不申、蒔候節下モこゑ薄くいたし、畑江引其上江種を蒔薄く土を懸ケ、はへ揃候節三四寸置ニ抜立、雨天之節折々小水を懸ケ候迄に而、外ニ各別手当方

も無之、尤彼岸二十日程前ニ蒔候由、右ハ土地柄ニ寄遅早之差別有之由ニ候得者、於江戸表ニ為御作ニ候ハ、大体彼岸入後日御蒔候方可宜哉ニ相聞候、

午六月⁽⁴³⁾

〔史料10〕によると、末川村ではまず、春に芋種を蒔く前に下地として厩肥を多く入れ、芋を刈り取った所に蕪種を蒔く時に薄く土をかけ、その際には肥料を加えることはせず、生い茂ってきてもとくに手当ては施さないと記されている。また、種を蒔く時期は彼岸から三五日〜四〇日程の間が適しているとある。一方、筑摩郡福島村の場合は、最初下地には肥料など何も入れず、蕪種を蒔く時に下肥を薄く土にかけると記されている。生え揃った頃に三、四寸おきに抜き取り、雨天の時は時折少量の水をかけるだけで特別な手当ては行わなかったとある。「末川蕪」と「福島蕪」との栽培方法の違いが確認できる。なお、蒔く時期は土壌によって違いがあるので、江戸で栽培するときは大抵彼岸の入り過ぎた頃が最適であると報告されている。

このように尾張藩は「末川蕪」の栽培方法を吟味させたわけだが、この報告は尾張から書付で通達され、内容を御小納戸頭取が江戸の御庭預に申し渡し、担当役人と相談のうえ、蕪種を蒔くようにと指示している。つまり、藩は国許からの調査報告を受けて、江戸屋敷の庭園内で「末川蕪」の栽培を試みていたのである。

藩による「末川蕪」の試験栽培は、〔史料10〕の文政五年七月の吟味以前から行われていたようである。例えば、宝暦八年(一七五八)六月に、「戸山御菜園ニ御作らせ被遊候末川蕪五ツツ、時節柄御珍敷思食候付、左之御旁様江被進之候」⁽⁴⁴⁾と、江戸下屋敷の戸山庭園内に設けられた御菜園

で栽培された「末川蕪」が八代藩主徳川宗勝の嫡子宗陸(のち九代藩主)、宗陸の弟である義敏(分家の美濃高須藩主)、勝長、勝當等に各五つずつ進上されている。また、明和三年(一七六〇)六月には、「木曾末川村蕪種五合山村甚兵衛方米候旨ニ而御国御用人野崎源五右衛門方より被指越候由、御留守同役より今便指下候、右者去酉七月朔日之記ニ有之通、御守殿御用達儀野三之右衛門井戸山御屋敷奉行新沢弥五兵衛方江遣之候」と、木曾代官山村甚兵衛から差し出された末川蕪種五合分が御国御用人野崎源五右衛門から江戸に送られ、御守殿御用達儀野三之右衛門や戸山御屋敷奉行新沢弥五兵衛に渡されている。続いて、「史料11」を検討しておきたい。

〔史料11〕

①一左之趣、御庭預申達候付、書取之上左之通荒川主馬江差出候、

末川蕪子御進物御用ニ付、是迄御庭御畑ニ為作候処種撰方難行届候付、木曾路方右種式合ツ、以来年々御取寄御渡相成候様致度、仍之根之儀申達候、

正月

御小納戸頭取⁽⁴⁵⁾

②一去月廿二日之記ニ相見候木曾末川蕪種渡方之儀、御側御用人江申達

置候処、左之通、右役方申聞候付、書取之上御庭預江根之儀申談候、但、年々入用之節々員数等取調、前廉可申達旨をも申談候、

御小納戸頭取衆

頃日被相達候末川蕪種渡方之儀、其筋江可申談候間、以来年々渡方可有御申達候、

二月⁽⁴⁶⁾

①によると、天保六年(一八三五)一月二日、「御進物御用」として末

川蕪子を御庭畑で栽培するにあたり、蕪種の選別が行き届かなかったため、以後毎年木曾から二合ずつを取り寄せたい旨、御小納戸頭取が御庭預に申し渡していることが確認できる。これに対して、②では二月二日に御側御用人が藩主に伺ったところ、前もって毎年必要な蕪種の量を取り調べたうえで渡すようにと命じられたと記されている。その後、戸山御菜園での「御庭御畑御用」、すなわち「末川蕪」「福島蕪」の試験栽培において、その蕪種は「木曾末川村蕪種五合如例年山村甚兵衛方被差越候由ニ而右壱袋御側御用人方相渡候付、御年貢地懸江相渡管候」とあるように、木曾代官山村甚兵衛から毎年五合ずつ定期的に江戸に送られることになった。

このように、尾張藩では「末川蕪」の試験栽培を実施し、領民への救荒食物として普及させようとしていた。また、蕪を栽培していた木曾地域の領民は、「末川蕪」をはじめ、「福島蕪」や「王滝蕪」等赤い蕪のつく蕪菜の茎と葉から「ススキ」という漬物を作っていた。「ススキ」とは、元禄期の俳人小西凡兆が松尾芭蕉との連句のなかで、「木曾の酢茎に春も暮れつつ」と詠んでいるように、酢茎のことである。蕪を切り取った後、茎と葉を洗って熱湯にくぐらせ、それにススキのタネを加えて桶に詰めて漬けたんだものであった。ただし、山間部における塩は貴重であったことから、木曾地域の「ススキ」は塩気や酢類を一切使用しない、乳酸発酵を利用した独特の漬物であり、領民の貴重な保存食となっていたのである。

おわりに

以上、本稿では、日本有数の豊富な山林資源を保有する美濃国内の尾張藩領や木曾地域が、材木だけではなく多様な産物を保有、ないしは育成す

る空間であったという視点から、「熊胆」「美濃茶」「末川蕪」を事例に、これらの主要産物が尾張藩の政策展開や領民の生活において、どのような役割と効果をもたらしていたのかを検討してきた。

まず、熊胆は当時人參に次いで高価な生薬として重宝され、その採取・上納による褒美金、および藩からの買い上げは、この地域の獵師たちの重要な生活の収入源となっていた。また、それを藩が「御側御製薬御用」として製造することによって、藩主や親族、御縁家の利用に広く寄与するとともに、家臣にも下賜された⁽⁹⁾。これは人々の生命を守るといふ、領主としての「御救い」の施策にも通じていくものであった。

熊胆の採取が行われていた美濃国武儀郡一帯は茶の栽培もさかんであり、製茶の取引も多く行われており、とくに越後・奥州地域への主要販路が確立されていた。そこで尾張藩は美濃茶を特産品として奨励するとともに、品質保持のため産地の村々から定期的に献上するように命じた。献上の際には村々から茶方支配人を任命して「幾里」「鶴鳴」などの銘柄を由緒に基づくブランドとして認可した。茶方支配人は茶の生産販売の権利を得るとともに、その利益を元手に藩の調達金御用を命じられるなど、藩財政の基盤を担うことになった。

また、この地域は豊富な産物を保有するとともに、気候や土壌に即した育成・栽培が可能な自然環境にあったが、尾張藩は、その環境が変動して十分な産物が確保できないことを想定して救荒食物を普及させる施策も講じていた。例えば、尾張藩の庭園内に設置された御菜園では「末川蕪」の試験栽培が実施されていた。栽培にあたり蕪種はこの地域の領民から木曾代官山村甚兵衛家を通じて定期的に送られていた。一方、領民はこの蕪菜からスンキを作り、保存食として確保していた。このように、尾張藩はこ

の地域の産物を藩主、家臣、領民が一体になって利用できる環境の維持に尽力していたのである。

註

- (1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (2) 尾張藩領における林産物については、拙稿「尾張藩御林の管理・利用形態と茸狩」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四三三号、二〇〇九年)においても、藩直轄林である御林を対象に考察している。
- (3) 金子浩昌・小西正泰・佐々木清光・千葉徳爾『日本史のなかの動物事典』(東京堂出版、一九九二年)、鈴木昶『江戸の医療風俗事典』(東京堂出版、二〇〇〇年)を参照。
- (4) 杉村啓治『裏木曾三ヶ村と尾張藩社会』(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂出版、二〇〇一年)。
- (5) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」二一〇六第七冊)宝暦六年四月二一日条。
- (6) 「江戸御小納戸日記」(尾張徳川家文書)二一〇八、第二冊)明和三年四月二日条。
- (7) 『付知町史』通史編・史料編(付知町、一九七四年)、三二九～三三二頁。
- (8) 「年々熊胆皮指上ル帳」(徳川林政史研究所収集史料)林・四二二。
- (9) 「江戸御小納戸日記」(尾張徳川家文書)二一九九、第一冊)寛保二年四月七日条。
- (10) 『本草綱目啓蒙』4(東洋文庫五五二、平凡社、一九九二年)、七二頁。
- (11) 「江戸御小納戸日記」(尾張徳川家文書)二一四二、第一冊)文化九年一〇月二五日条。
- (12) 「尾州御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」二一七八、第一冊)弘化三年二月二七日条。
- (13) 「尾州御小納戸日記」(尾張徳川家文書)二一七八、第一冊)弘化三年二月二九日条。

(14) 「尾州御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一七八、第一冊弘化三年三月二六日条。

(15) 前掲、鈴木昶『江戸の医療風俗事典』。

(16) 「尾州御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一九一、第一冊安政六年一月二五日条。

(17) 「尾州御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一九一、第一冊安政六年一月二五日条。

(18) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三八、第一冊文化四年三月九日条。

(19) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一五五、第四冊天保九年五月五日条。

(20) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一二八、第二冊寛政八年六月二〇日条。

(21) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三〇、第一冊寛政二年二月一四日条。

(22) 詳細については、拙稿「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷―尾張家を中心として―」〔徳川林政史研究所「研究紀要」第四一号、二〇〇七年〕を参照。

(23) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三三、第一冊享和二年七月二八日条。

(24) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三六、第一冊文化二年四月四日条。

(25) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一六二、第一冊弘化四年二月二五日条。

(26) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一五、第四冊安永一年二月一〇日条。

(27) 松田憲治「美濃国武儀郡神淵村豪農中嶋久隆の信仰世界」〔岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第二篇、二〇〇四年〕。

(28) 『岐阜県史』通史編・近世下(岐阜県、一九七二年)、四七―四九頁、七

二一―七二頁。

(29) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一一、第三冊寛政元年七月二日条。

(30) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一二五、第二冊寛政五年六月二六日条。

(31) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三〇、第二冊寛政一年八月七日条。

(32) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一四三、第二冊文化一年九月二日条。

(33) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一三六、第二冊文化二年八月一日条。

(34) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一四二、第一冊文化九年一〇月二五日条。

(35) 「尾州御留守日記」〔尾張徳川家文書〕二一二二、第一冊明和五年四月二二日条。

(36) 「尾州御留守日記」〔尾張徳川家文書〕二一二一、第一冊明和五年四月一八日条。

(37) 「尾州御留守日記」〔尾張徳川家文書〕二一二一、第一冊明和五年四月一八日条。

(38) 松田氏前掲論文参照。

(39) 「昭和二十三年八月 林野実態調査報告(長野縣西筑摩郡開田村)」〔農林省林野局、一九四九年〕。

(40) 大井美知男・神野幸洋「長野県のカブ・ツケナ品種」〔信州大学農学部紀要〕、第三五卷第二号、一九九九年、大井美知男・根本和洋「信州在来の野菜・雑穀の保護と利用」〔信州大学環境科学論文集『環境科学年報』第二四号、二〇〇二年〕。

(41) 「開田村誌」上巻(長野県木曾郡開田村役場、村誌編纂委員会、一九八〇年)、七九九―八〇〇頁。

(42) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一四五、第二冊文政五年

七月二〇日条。

(43) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一〇五、第二冊)宝暦八年六月一日条。

(44) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一〇八、第三冊)明和三年六月二七日条。

(45) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一五二、第一冊)天保六年一月二二日条。

(46) 「江戸御小納戸日記」〔尾張徳川家文書〕二一一五二、第一冊)天保六年

二月二日条。

(47) 「尾州御留守日記」〔尾張徳川家文書〕二一九二、第三冊)万延元年六月二〇日条。

(48) 『開田村誌』上巻、六七二〜六七四頁、生駒勘七『木曾の庶民生活 風土と民俗』(国書刊行会、一九七五年)、四一九〜四三二頁。

(49) 尾張藩における御側御製薬に関する研究として、岩下哲典「権力者と江戸のくすり―人參・葡萄酒・御側の御薬―」(北樹出版、一九九八年)がある。